平成３０年（フ）第５９号
奈良市南登美ヶ丘８番Ａ－101号
債務者　玉置勢津子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第６９号
奈良県大和郡山市小泉町562番地55
債務者　田中　太藏
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第２０号
鳥取県鳥取市湖山町南３丁目411番地26、旧住所岡山県岡山市北区清輝橋４丁目４番32号ライオンズマンション岡山南814号室
債務者　安藤　　優
1　決定年月日時　平成30年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６号
鳥取県倉吉市伊木269番地１　福井アパート７号、旧住所鳥取県倉吉市秋喜西町28番地ラ・エテルナＢ－201
債務者　小平　　淳
1　決定年月日時　平成30年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成３０年（フ）第３３号
愛媛県松山市古川南１丁目17番29号
債務者　鈴木　義昭
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２９号
佐賀県杵島郡白石町大字福田1459番地６コーポラス白石101号
債務者　川崎　豊子
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第３７号
宮崎県都城市夏尾町7465番地
債務者　伊東　　厚
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第３９号
宮崎県都城市大王町18街区13号　前田コーポ201号室
債務者　児島得美子
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第１３号
鹿児島県指宿市開聞十町4523番地３
債務者　川上　悟志
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成３０年（フ）第３１号
鹿児島県垂水市市木12番地２　市住元垂水２－404
債務者　大場　安那
1　決定年月日時　平成30年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成３０年（フ）第３２号
鹿児島県鹿屋市札元１丁目18番５－１号
債務者　秋田　明美
1　決定年月日時　平成30年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成３０年（フ）第３４号
長野県松本市安曇124番地
債務者　大野　西喜
1　決定年月日時　平成30年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第８６号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番19―913号、前住所兵庫県西宮市高須町２丁目１番22―1001号
債務者　蒲生富二雄
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第８７号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番19―913号、前住所兵庫県西宮市高須町２丁目１番22―1001号
債務者　蒲生　敦子
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第５１号
佐賀市兵庫町大字若宮720番地８
債務者　橋目美寿都
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第５６号
佐賀県小城市三日月町久米2119番地３　公園ハイツ３号
債務者　秀村　　香
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第６４号
佐賀県三養基郡みやき町大字簑原3067番地２グループホームいっぽ、前住所佐賀県鳥栖市鎗田町323番地３　ホワイトコーポ１－３
債務者　林　　直樹
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係